

瑜伽行派における自性分別と無分別智

池 田 道 浩

1 はじめに

「無自性」という見解が大乗仏教の大きなスローガンになり、中観派にとっても瑜伽行派にとっても「無自性」は積極的に論証しなければならない重要な課題となった。瑜伽行派においても、無分別智と分別智とを対比させ無自性を論証しようとするいくつかの見解が明らかにされた。真如や円成実性は分別によっては認識されず無分別智によってのみ認識されるからである。一方、分別は価値的に劣ったものとされ、特に「自性分別 (svabhāva-vikalpa)」は本来存在しないはずの法の自性 (svabhāva) を誤って認識してしまうものであり、瑜伽行派においては重要視されない。

本稿は、瑜伽行派における自性分別について若干の考察を行い、それと対極にある無分別智と、その無分別智の対象をめぐる瑜伽行派と中観派との論争について考察するものである。

2 自性分別とは何か

『菩薩地』「真実義品」では、自性分別は八種の誤った分別の一つに数えられ、以下のように規定されている。

このうち自性分別とは何か。「色である」などと名づけられるべき事物に対し、「色である」云々と分別する。これが自性分別といわれる。(Bodhisattvabhūmi, Dutt ed., p. 35¹³⁻¹⁴, Wogihara ed., p. 51²¹⁻²³)¹⁾

この「自性分別」は瑜伽行派だけが使用する言葉ではない。アビダルマにおいては、自性分別は眼耳鼻舌身という五識身 (pañca vijñānakāyāḥ) に存在すると規

定されている。

此の中、略して三種の分別あり。一は自性分別、謂わく、尋と伺なり。二は隨念分別、謂わく、意識相應の念なり。三は推度分別、謂わく、意地不定の慧なり。欲界の五識身は唯だ一種のみあり。自性分別なり。（『阿毘達磨大毘婆沙論』大正 27, 219b⁷⁻¹⁰）

もし五識身が尋もあり伺もあるのなら、なぜ無分別だといわれるのか。

計度 [分別] と隨念分別については無分別である。

(*Abhidharmakośa*, I, k. 33ab)

分別は三種類であるといわれている。自性 [分別] と計度 [分別] と隨念分別とである。ところで、これら [五識身] には自性分別があるが、他 [の二つの分別] はない。それ故に無分別であるといわれる。ちょうど、一本足の馬を「足が無い」というようなものである。そのうち、自性分別とは尋 (vitarka) である。

(*Abhidharmakośa-bhāṣya*, Ejima ed., p. 35³⁻⁹)²⁾

意識は能く三世の境界を縁じ、法は已に滅すと雖も、猶お是の所行にして、一の所縁に於て多心流注す。故に唯だ此れは是れ分別ありと説く。然るに五識身は、自性分別と恒に相應するが故に亦た分別あり。而も契經に無分別と言うは、謂わく、隨念と計度分別なきなり。自性分別は其の體は是れ尋なり。五識の相應なること、前に已に説くが如し。（『阿毘達磨順正理論』大正 29, p. 349a²⁰⁻²⁴）³⁾

以上の記述には次のような見解が説明されている。即ち、厳密にいえば眼識は無分別ではない。なぜなら、そこには自性分別が存在するからであり、自性分別とは「尋 (vitarka⁴⁾)」を本質にしているからである。「五識身 (pañca vijñākāyāḥ)」といわれているのは「眼耳鼻舌身」といういわゆる感官知のことであり、ここでは「感官知には自性分別が存在しているから無分別ではない」と説かれていることになる。

瑜伽行派には自性分別の詳しい説明はないと思われるが、以上のようなアビダルマの規定が採用されていると判断してもいいのではないかと考えられる。『瑜伽師地論』における眼等の五識とその次の瞬間に作用する意識の規定は以下のよう

なものである。

[眼識の] 作用とは何か。それは六種であると見られるべきである。初めにまずそれ自体の対象を把握する識別の作用。次に自相の識別[の作用]。次に現在の識別[の作用]。次に刹那の識別 [の作用]。…… (*Yogacārabhūmi*, Bhattacharya ed., p. 5⁵⁻¹⁷)⁵⁾

[意識は] どのように把握対象を分別するのか。七種の分別によって [把握対象を分別する]。それは何か。有相 [分別]、無相 [分別]、任運 [分別]、尋求 [分別]、伺察 [分別]、染汚 [分別]、不染汚 [分別] である。 (*Yogacārabhūmi*, *op. cit.*, p. 12⁹⁻¹¹)⁶⁾

この意識の分別は『菩薩地』「真実義品」における「誤った八種の分別⁷⁾」とは異なるが、この七種の分別には自性分別が含まれていない点に注意しなければならないだろう。ここでは「眼識に自性分別がある」とは説かれていないが、「意識に自性分別がある」とも説かれていないのである⁸⁾。このように『瑜伽師地論』における自性分別の位置は曖昧である。が、冒頭に引用した「真実義品」は自性分別に言及しており、瑜伽行派においても自性分別の概念は継承されていたと考える問題はないであろう。このような仏教の伝統的解釈からすれば、自性分別は五識、即ち、感官知にあると考えられる。

以上のような感官知において自性分別が行われその後に意識において他の分別の作用があるという構造は、少なくともこの時点では Dignāga の「現量除分別 (*pratyakṣaṃ kalpanāpoḍham*, *Pramāṇasamuccaya*, I, k. 3c)⁹⁾」という仏教論理学的見解と異なっており、「現量と比量」という枠組みから逸脱していることを確認しておきたい¹⁰⁾。

3 『菩薩地』「真実義品」における無分別智

では、感官知における自性分別でもなく、意識による分別でもない「無分別智」とは何か。瑜伽行派の实在論的見解が素直に表明されている文献の一つである『菩薩地』「真実義品」では「無分別 (*nirvikalpa*)」という語句は以下の二個所に登場

する。

所知障を清浄にする智の領域である真実（所知障清浄智所行真実）とは何か。知られるべきものに対して智を妨げるものが〔所知〕障といわれる。その所知障を離れた智の領域、対象が、所知障を清浄にする智の領域である真実だと知られるべきである。では、それ（真実）とは何か。一切法が言語表現を超えていることを自性とすることにもとづいて、諸の菩薩、諸の仏世尊は法無我に悟入し、悟入したのち極めて清浄となり、言葉による仮説を自性とする、無分別な知られるべきものを平等に知ること (*prajñapti-vāda-svabhāva-nirvikalpa-jñeya-samena jñānena*) に関しての領域、対象〔が真実〕である。およそなんであれそれは勝れた無上なる真如であり、知られるべきものの究極である。〔その真如とは〕およそなんであれそれに対しては一切の法の正しい分析は消滅し〔再び〕生起しないのである。（*Bodhisattvabhūmi*, Dutt ed., p. 35¹³⁻¹⁴, Wogihara ed., p. 51²¹⁻²³)¹¹⁾

この文章には「認識対象である真如が無分別である」ということが述べられており、認識主体である「無分別智」が説明されているわけではない。「真実義品」では以下のもう一つの個所に「無分別智」が説かれることになる。

そこで、一切諸法が言語表現できないことを自性としていることは、どのような論理によって知られるべきか。およそ何であれ諸法にとっての自相の仮設は、およそ何であれ「色である」あるいは「受である」あるいは以前に説かれたように、及至、「涅槃である」に至るまで、それは単に仮設のみに他ならないと知られるべきである。言葉の領域あるいは言葉の対象は〔法の〕自性でもなく、それ〔法〕と離れ、それ〔法〕とは異なっている。このように諸法の自性は言語表現される通りには存在しない。しかし、〔諸法の自性は〕あらゆる場合に存在しないわけではない。また、それ〔諸法の自性〕は存在してはいないが、あらゆる場合に存在しないわけではない。〔諸法の自性は〕どのように存在するのか。存在していないものを増益する誤った理解を離れ、〔存在しているものを〕損減する誤った理解を離れたものが存在するのである。また、一切諸法の勝義的なその自性は他ならぬ無分別智の領域である (*pāramārthikāḥ svabhāvaḥ sarva-dharmāṇām nirvikalpasyāiva jñānasya gocaro*) と知られるべきである。（*Bodhisattvabhūmi*, Dutt ed., p. 30¹⁻⁸, Wogihara

ed., p. 43²⁴-44⁹)¹²⁾

このように「真実義品」では、「①認識対象である真如が無分別」という見解と、「②一切法の勝義的な自性（真如）に対して認識主体である無分別智」という二つの見解が説かれていることになる。問題は「①無分別な認識対象」と「②認識主体である無分別智」とのどちらが先行するかということになる。恐らく、「①無分別な認識対象」が先であろうと思われるが、この問題は『瑜伽師地論』だけでなく他の瑜伽行派の文献の「無分別」の用例を取り上げ、詳しく検討すべきものであり、現在の筆者にその用意はない¹³⁾。

かつて、松本史朗博士は、本来は空思想を説くはずの般若経に、空思想とは異なる avikalpa とか advaya という如来蔵思想的概念が導入されていく様子を論じられた¹⁴⁾。瑜伽行派において「①無分別な認識対象」と「②認識主体である無分別智」という概念は、禅定の状態における認識対象（所縁）の問題、更に、唯識思想の導入の解明に結びつく重要な問題である¹⁵⁾。例えば『声聞地』の「無分別影像」の個所には以下のような記述がある。

このうち、有分別の影像とは何か。例えばある者がここで正法を聞き、もしくは教授、教誡に依存して、見たり聞いたりあるいは分別したものについて、知られるべき事物と同じ影像を定地¹⁶⁾の毘婆舍那のあり方によって観察し、識別し、選別し、尋思し、考察する。[中略]無分別の影像とは何か。ここで瑜伽行者はこの影像から相を受け取るが、観察せず、識別せず、選別せず、尋思せず、考察しない。そして、他ならぬその所縁を捨てずに止のあり方によってその心を寂靜にする。それは心を安住させる九のあり方によってである。即ち、心を内住させ、等住させ、安住させ、近住させ、調伏し、寂靜にし、寂滅させ、一体にさせ、等持させる。その時、彼（瑜伽行者）には無分別であるその影像が把握対象となる。その場合、彼はその把握対象に対し念を一つにしてただ一点に安住する。しかし、[その瑜伽行者は]観察せず、識別せず、選別せず、尋思せず、考察しない¹⁷⁾。

瑜伽行派の無分別智の概念は、恐らくこのような禅定体験にもとづいた認識対象と深い関係があると考えられるが、「①無分別な認識対象」という概念から「②無分別な認識主体＝無分別智」という概念にどのように移行していったかという

(74) 瑜伽行派における自性分別と無分別智（池田）

問題は現在の筆者の手にはおえない大きな問題である¹⁸⁾。

4 無分別智の対象をめぐる Bhāviveka の批判

瑜伽行派の無分別智を理解するために、その瑜伽行派を批判する中観派の見解を参照することは有効だと思われる。Bhāviveka¹⁹⁾によって「無分別智」が中観派に導入され²⁰⁾、また、「無分別智の対象は存在するのか」という問題をめぐって中観派と瑜伽行派に論争があったことが知られている²¹⁾。Bhāviveka は無分別智とその対象に関して瑜伽行派を次のように批判している。

それ（円成実性）の把握はどのように清浄であるか。「無分別を自性とするからである」というならば、把握することのあるその智は無分別とはいわれない。「これはこれである」と分別しなくとも対象が顕現するからである。例えば、眼識のごときであるので……（*Prajñāpradīpa*, D. ed., No. 3853, Tsha, 247b²⁻³, P. ed., No. 5253, Tsha, 310b²⁻³）²²⁾

これを Avalokitavrata は「自性分別」という概念を使用して次のように注釈する。

…例えば眼識には計度分別と随念分別とがないので、「これはこれである」という諸法の自性や差別等として [分別する] 言説の分別はないけれども、自性分別は存在するから、対象が顕現する故に無分別とはいわれないのと同様に、真如を把握することのある汝 [瑜伽行派] の如実智も、遍計所執性に対する執着はないので、「これはこれである」という諸法の自性や差別等として [分別する] 言説の分別はないけれども、把握することがあるので、対象が顕現する故に無分別とはいわれないという過失となるので、無分別を自性するからといってその把握が清浄なものであるというのは正しくない。把握することがあれば無分別とはいわれないからである。

（*Prajñāpradīpa-tīkā*, D. ed., No. 3859, Za, 300b²⁻⁷, P. ed., No. 5259, Za, 356b¹⁻⁶）²³⁾

中観派の批判はそれほど複雑なものではない。何らかの対象を認識しているとなれば、そこに何らかの分別があるはずであり、その認識は無分別なものではないという指摘である。そして、中観派自身は以下のように自らの立場を説明する。

諸法はあらゆる場合に成立しないということが法の真実であるが、それはどんな場合にも対象物とならない故に、把握されるものであるのは正しくない。

(*Prajñāpradīpa*, D. ed., Tsha, 247b⁷-248a¹, P. ed., Tsha, 311a²⁻³)²⁴⁾

5 Dharmapāla による再批判

この Bhāviveka の批判に対して Dharmapāla の再批判が存在することは従来あまり指摘されていないように思われる²⁵⁾。彼は以下のように「対象のない認識」はありえないと批判する。

若し、彼の無分別智の所行境界は究竟して空無なるが如く、是くの如く有ならざるが故に非有と説くと言わば、若し爾らば、所行は究竟して無なるが故に無分別智は應に生ずることを得ざるべし。設い生ずることを得と許さんも、亦た眞の智にあらず、無の境を縁ずるが故に、餘の無を了ずるが如し。智は既に眞にあざれば、境も應に是れ俗なるべし。(『大乘廣百論釋論』大正 30, p. 247a²⁰⁻²³)²⁶⁾

夫れ勝義とは分別戲論の及ぶ能わざる所にして、豈に無を以て其の自性と爲すを得んや。若し無性を以て自性と爲さば、應に餘の無に類して勝義と名づけざるべし。

(『大乘廣百論釋論』大正 30, p. 248b²²⁻²⁴)²⁷⁾

中観派の言う通りに何もかも存在しないのであれば、無に対しては智は生じないから、中観派にも無分別智は存在せず、その見解は不合理であると説かれている。この他にも『般若灯論』と『大乘廣百論釋論』とは呼応する個所がいくつか存在する。

『般若灯論』

兔角の無は無 (dngos po med pa, abhāva) ではない。というのも、[兔角の無と、瑜伽行派の主張する] それら無の有 (med pa'i dngos po, abhāvasya bhāva) とを勝義として等しいとするならば [瑜伽行派は「無の有」を勝義として存在するとしているにもかかわらずそれを無とするのであるから] 断見となってしまいうだろう。

(*Prajñāpradīpa*, D. ed., Tsha, 247b¹⁻², P. ed., Tsha, 310b¹⁻²)²⁸⁾

真如を把握する智慧が勝義的な領域をもつのは正しくない、[その智は]有為である

(76) 瑜伽行派における自性分別と無分別智（池田）

故に、例えば眼識の如し。同様にそれ（智慧）の把握対象である真如も迷乱の性質をもつものであり真実ではない、把握されるものであるから、例えば、色の如し。

(*Prajñāpradīpa*, D. ed., Tsha, 248a³⁻⁴, P. ed., Tsha, 311a⁷-311b¹)²⁹⁾

『大乘廣百論釋論』

又た此の〔中観派の言う無分別智の〕所行は眞の勝義にあらず、是れ無なるを以ての故に、猶お兎角の如し、或いは有にあらざるが故に、彼の空花の如し。（『大乘廣百論釋論』大正 30, p. 247a²⁹-b³)³⁰⁾

『般若灯論』

[前主張] 経典に「勝義は考察できず論理の領域ではない」と示されている故に、
[勝義は] 推理によって示されるそのようなものではない。

[後主張] 聖典に随順する推理の力によって一切の分別を否定して無分別智が成立する故に、勝義は推理の対象ではないが、それは主要なもの (gtso bo, pradhāna) ではないのではない。正しいか正しくないかを考察する他の手段 (sgrub pa, pratipatti) は存在しない故に、そ[の主張]は正しいものではない。（*Prajñāpradīpa*, D. ed., Tsha, 248a⁴⁻⁶, P. ed., Tsha, 311b¹⁻³)³¹⁾

『大乘廣百論釋論』

若し勝義は是れ研窮すべしと言わば、此れも亦た然らず。境は異なること無きが故に。夫の研窮は世俗を捨てず。又た世俗の法は研窮すべからず。此れ研窮すべくんば應に世俗を離るべし。然るに俗を離れて別に勝義あるにあらず。故に此れ研窮すべしと説くべからず。是の故に汝が言は勝義の相にあらず。（『大乘廣百論釋論』大正 30, p. 247b³⁻⁷)³²⁾

瑜伽行派がどのような状況を「世俗」とみなしまた「勝義」とみなしていたか、さらに、それはどのような思想的背景から生じたのかという点は筆者においても明瞭ではないが、Dharmapāla による Bhāviveka への回答が存在していたことは明らかになったのではないかと思われる。

6 結び

不明瞭な点ばかりが目立ち、課題ばかりが積み残された状態であるが、ひとまずここで稿を閉じることとする。瑜伽行派は勝義において真如を認識する無分別智

を強く主張しているが、中観派は勝義において認識が得られるというのは不合理でありそれは無分別智ではないと主張する。そして、中観派は言わば「認識しないで認識する」という見解を主張することになる。

Bhāvivekaはこの時点では瑜伽行派に対する批判の都合上「勝義における認識の対象」を拒否している。しかしながら、中観派においても無分別智は承認され、それが何らかの勝義的な真実を認識するであろうことも実は多くの中観派も認めていることなのである³³⁾。

註

- 1) tatra svabhāvavikalpaḥ katamaḥ rūpādi-samjñake* vastuni rūpam ity evamādir yo vikalpaḥ / ayam ucyate svabhāvavikalpaḥ / (*Bodhisattvabhūmi*, Dutt ed., p. 35¹³⁻¹⁴, Wogihara ed., p. 51²¹⁻²³, * Wogihara ed., rūpādike). 以下当該個所は示さないが「真実義品」の翻訳には相馬一意「菩薩地」真実義章試訳『南都仏教』55, 1986年, pp. 105-126, J. D. Willis, *On Knowing Reality, The Tattvārtha Chapter of Asaṅga's Bodhisattvabhūmi*, New York 1979, pp. 149-175を参照した。
- 2) yadi pañca vijñānakāyāḥ savitarkāḥ savicārāḥ katham avikalpakā ity ucyante / nirūpaṇānusmaraṇavikalpenāvikalpakāḥ (k. 33ab) / trividhaḥ kila vikalpaḥ / svabhāvābhinirūpaṇānusmaraṇavikalpaḥ / tad eṣāṃ svabhāvavikalpo 'sti / nētarau / tasmād avikalpakā ity ucyante / yathāikapādako 'śvo 'pādaka iti / tatra svabhāvavikalpo vitarkaḥ / (*Abhidharmakośa-bhāṣya*, Ejima ed., p. 35³⁻⁹) 櫻部健『俱舍論の研究—界・根品—』1969年, pp. 199-200参照。
- 3) 『顕宗論』にも以下のように説かれる。「若し五識身は有尋有何ならば、尋は即ち分別なるも、如何んぞ彼を無分別と許すや。頌に曰く、五を無分別と説くは計度と隨念とに由る。意地の散慧と意の諸念とを以て體と爲す (nirūpaṇānusmaraṇavikalpenāvikalpakāḥ / tau prajñā mānasī vyagrā smṛtiḥ sarvāiva mānasī // k. 33)。論じて曰く、分別に三あり。一は自性分別、二は計度分別、三は隨念分別なり。五識身は自性 [分別] 有りと雖も、而も餘の二なきに由りて無分別と説く。一足の馬を名づけて無足と爲すが如し。故に一ありと雖も而も無と名づくるを得。豈に意識は唯だ一種の分別の相應あるにあらずや。意識は總類して三を具するに由依りて分別有り」と説く。自性分別は體は唯だ是れ尋なり (大正29, p. 788b¹¹⁻²⁰ D. ed., No. 4091, khu, 4a⁷-b², P. ed., No. 5592, Ngu, 119b⁵⁻⁸, 『順正理論』大正29, p. 350b³⁻¹¹)。』

(78) 瑜伽行派における自性分別と無分別智 (池田)

- 4) 尋 (vitarka) の規定をめぐる説一切有部と瑜伽行派、及び Vasubandhu の解釈については、原田和宗「言語に対する行使意欲としての思弁 (尋) と熟慮 (伺) — 經量部学説の起源 — (1)」『密教文化』199・200, 1998年, pp. (76)-(101) 参照。
- 5) karma katamat / tatsadvidham draṣṭvyaṃ / āditas tāvat svaviṣayālam-banavijñaptiḥ karma / punaḥ svalakṣaṇavijñaptiḥ / punar vartamānakālavij-ñaptiḥ / punar kṣaṇavijñaptiḥ (org. kaṣaṇa⁰) / …… *Yogacārabhūmi*, Bhatta-charya ed., p. 5⁶⁻¹⁷.
- 6) katham ālambanaṃ vikalpayati / saptavidhena vikalpena / sa punaḥ katamaḥ / naimittiko 'naimittikaḥ svarasavāhī paryeṣakaḥ pratyavekṣakaḥ kliṣṭo 'kliṣṭo vikalpaḥ // *Yogacārabhūmi*, op. cit., p. 12⁹⁻¹¹.
- 7) 『菩薩地』「真実義品」で説明される八種の分別は、自性分別、差別分別 (viśeṣa-vikalpa)、総執分別 (piṇḍagrāha-v.), 我分別 (aham iti v.), 我所分別 (mamēti v.), 愛分別 (priyā-v.), 非愛分別 (apriyā-v.), 彼俱相違分別 (tad ubhayaviparīta-v.). *Bodhisattvabhūmi*, Dutt ed., p. 34²³⁻²⁴, Wogihara ed., p. 50²⁴⁻²⁷.
- 8) 筆者の知る限り「自性分別は意識にある」という記述はないように思われる。
- 9) Hattori, *Dignāga, On Perception*, Harvard 1968, p. 25, 82.
- 10) 『瑜伽師地論』において無分別智と現量が結びついている例に以下のような個所がある。āśrayaparivṛtteṣ ca praibimbam atikramya tasmin eva jñeya vas-tuni nirvikalpaṃ pratyakṣaṃ jñānadarśanam utpadyate / 「さらに転依することから、影像を越えてその知られるべき事物に対する無分別な直接的な智見が生じる」声聞地研究会「梵文声聞地 (十四) — 第二瑜伽處 (2) 和訳・科文—」『大正大学総合仏教研究所紀要』17, 1995年, pp. (36)-(39).
- 11) jñeyāvaraṇa-viśuddhi-jñāna-gocaras tattvaṃ katamat / jñeye jñānsya pratighāta āvaraṇam ity ucyate / tena jñeyāvaraṇena vimuktasya yo* jñānasya gocara-viśayas** tajjñyāvaraṇa-viśuddhi-jñāna-gocaras tattvaṃ vetitavyaṃ / tat punaḥ katamat / bodhisattvānāṃ buddhānāṃca bhagavatāṃ dharma-nairātmya-praveśāya praviṣṭena suviśuddhena ca sarva-dharmāṇāṃ nirabhilāpya-svabhāvatām ārabhya prajñapti-vāda-svabhāva-**nirvikalpa-jñeya-samena jñānena** yo gocara-viśayaḥ / sāsau paramā*** tathatā niruttarā jñeya-paryanta-gatā yasyāḥ sarva-samyag-dharma-pravicayā nivartante**** nābhivartante / (*Bodhisattvabhūmi*, Dutt ed., p. 26⁸⁻¹⁴, Wogihara ed., p. 38¹⁸⁻²⁸, *Wogihara ed., om., **Wogihara ed., gocaro viśayas, ***Wogihara ed., sā sauparamā, ****Wogihara ed., samyak sarva-dharma-pravicayā nivartante)

- 12) tatra kayā yuktyā nirabhilāpya-svabhāvatā sarva-dharmāṇaṃ pratyavagantavyā / yēyaṃ svalakṣaṇa-prajñaptir dharmāṇaṃ yad uta rūpaṃ iti vā vedanēti vā pūrvavad antato yāvan nirvāṇam iti vā prajñapti-mātram eva tad veditavyam / na svabhāvo nāpi ca tad-vinirmuktas tad-anyo vāg-gocarō vāg-viṣayaḥ / evaṃ sati na svabhāvo dharmāṇaṃ tathā vidyate yathā 'bhilapyate / na ca punaḥ sarveṇa sarvaṃ na vidyate / sa punar evam avidyamāno na ca sarveṇa sarvaṃ avidyamānaḥ / kathaṃ vidyate / asadbhūta-samāropāsaṃgrāha-vivarjitaś ca* bhūtāpavāḍasaṃgrāha-vivarjitaś ca vidyate / sa punaḥ paramārthikaḥ** svabhāvaḥ sarva-dharmāṇaṃ nirvikalpasyaiva jñānasya gocaro veditavyaḥ / (*Bodhisattvabhūmi*, Dutt ed., p. 30¹⁻⁸, Wogihara ed., p. 43²⁴⁻⁴⁴, *Wogihara ed., -vivarjito,** Wogihara ed., pāramarthaikaḥ)
- 13) 主な先行業績は以下の通り。川田熊太郎「根本無分別智に就いて」『印仏研』4-1、1956、pp. 38-47、袴谷憲昭「唯識文献における無分別智」『駒澤大学仏教学部研究紀要』43、1985年、pp. (41)-(78)、釋惠敏「『声聞地』における所縁の研究」1994年、松田和信「*Nirvikalpa-pravesśa-dhāraṇī*について—無分別と後得智の典拠として—」『仏教学セミナー』34、1981年、pp. 40-49、同「*Nirvikalpapravesśa-dhāraṇī*—梵分テキストと和訳—」『仏教大学総合研究所紀要』3、1996年、pp. 89-113、同「*Nirvikalpapravesśa* 再考」『印仏研』45-1、1996年、pp. (154)-(160)。
- 14) 松本史朗『縁起と空—如来蔵思想批判—』1989年、pp. 236-249。
- 15) 前掲釋惠敏「『声聞地』における所縁の研究」、特に pp. 256-274は重要であろう。また、唯識説の導入を考察する試みの一つに兵藤一夫「瑜伽行と唯識説—入無相方便の確立—」『大谷大学研究年報』47、1994年、pp. 1-53がある。
- 16) 色界無色界の八地。
- 17) tatra savikalpaṃ pratibimbaṃ katamat / yathāpīhāikatyaḥ saddharmaś-ravaṇaṃ vāvavādānuśāsanīm vā niśritya dr̥ṣṭaṃ vā śrutaṃ vā parikalpitaṃ vōpādāya jñeyavastusabhāgaṃ pratibimbaṃ samāhitabhūmikair vipaśyanā-kārair vipaśyati vicinoti pravicinoti parivitarkayati parimimāṃsām āpadyate / / nirvikalpaṃ pratibimbaṃ katamat / ihāyaṃ yogi pratibimbān nimittam udgr̥hya na punar vipaśyati vicinoti pravicinoti parivitarkayati parimimāṃsām āpadyate / api tu tad evālabanam amuktaḥ śamathākāreṇa* tac cittaṃ śamayati / yaduta navākārayā cittasthityādhyāt-mam eva cittaṃ sthāpayati samsthāpayati avasthāpayati upasthāpayati damayati śamayati vyupaśamayati ekotikaroti, samādhatte / tasya tasmin samaye nirvikalpaṃ tatpratibimbam ālabanaṃ bhavati / yatrāsāv ekāṃ-

(80) 瑜伽行派における自性分別と無分別智（池田）

śenâikâgrāṃ smṛtim avasthāpayati tadāmbanāṃ / no tu vipaśyati vicinoti
prativicinoti parivitarakayati parimimāṃsām āpadyate / (声聞地研究会「梵文
声聞地（十四）—第二瑜伽處（2）和訳・科文—」『大正大学総合仏教研究所紀要』
17、1995年、pp. (28)-(35), * 'śamathâkāreṇaをśamathâkāreṇaとする)

- 18) 横山紘一・廣澤隆之『漢梵藏対照瑜伽師地論総索引』（1996年）によれば、認識
主体である智や心に無分別を結び付けていると思われる漢訳語に「無分別慧」「無
分別心」「無分別想」「無分別無相心」「無分別無相之心」などがある。これらを一
つ一つ検討しその「無分別」とは認識対象なのか認識主体なのかを吟味する必要
があるであろう。また、この索引は玄奘訳に対するものであるため、その限界も
考慮しなければならないであろう。
- 19) Bhāvaviveka の名称については江島恵教「Bhāvaviveka / Bhavya / Bhāvive-
ka」『印仏研』38-2、1990年、pp. (98)-(106)参照。
- 20) 松本史朗『禅思想の批判的研究』1994年、pp. 26-30参照。
- 21) 山口益『仏教における有と無との対論』1941年（修訂版1975年）pp. 195-199, 545
-614, 安井広済『中観思想の研究』1961年、pp. 291-299, 366-372, M. David Eckel,
Bhāvaviveka's Critique of Yogaacaara Philosophy in Chapter XXV of the
Prajñāpradīpa, *Miscellanea Buddhica, Indiske Studier V*, Copenhagen 1985, pp.
72-74, 前掲袴谷論文 pp. (46)-(47).
- 22) de'i dmigs pa rnam par dag pa nyid kyang ji lta bu yin / gal te rnam par
mi rtog pa'i ngo bo nyid kyis so zhe na / dmigs pa can gyi ye shes de ni rnam
par mi rtog pa zhes bya ba ma yin te / 'di ni 'di'o zhes rnam par mi rtog kyang
yul snang ba'i phyir dper na mig gi rnam par shes pa bzhin pas ……
(*Prajñāpradīpa*, D.ed., No. 3853, Tsha, 247b²⁻³, P. ed., No. 5253, Tsha, 310b²⁻³)
前掲安井訳 p. 366, Eckel, *op. cit.*, p. 72参照。
- 23) dper na mig gi rnam par shes pa ni rtog pa'i rnam par rtog pa dang / rjes
su dran pa'i rnam par rtog pa med pas 'di ni 'di'o zhes chos rnam kyis ngo bo
nyid dang khyad par la sogs par tha snyad pa'i rnam par rtog pa med kyang /
ngo bo nyid kyis rnam par rtog pa yod pas yul snang ba'i phyir rnam par mi
rtog pa zhes bya ba ma yin pa de bzhin du khyed kyis yang dag pa'i ye shes de
bzhin nyid kyis dmigs pa can de yang kun brtags pa'i ngo bo nyid du mngon par
zhen pa med pas 'di ni 'di'o zhes chos rnam kyis ngo bo nyid dang khyad par
la sogs par tha snyad pa'i rnam par rtog pa med kyang dmigs pa can yin pas
yul snang ba'i phyir rnam par mi rtog pa zhes bya ba ma yin pa'i skyon du
'gyur bas rnam par mi rtog pa'i ngo bo nyid kyis de'i dmigs pa rnam par dag
pa nyid yin no zhes bya bar mi rung ste / dmigs pa yod na rnam par mi rtog

pa zhes bya ba ma yin pa'i phyir / (*Prajñāpradīpa-tīkā*, D.ed., No. 3859, Za, 300b³⁻⁷, P. ed. No. 5259, Za, 356b²⁻⁶) 前掲安井訳 p. 366参照。

24) dngos po rnam rnam pa thams ad du yongs su ma grub pa ni dngos po'i de kho na yin la / de ni rnam pa thams cad du yang yul gyi dngos por nye bar mi 'gyur ba'i phyir / dmigs pa nyid du mi rigs so // (*Prajñāpradīpa*, D. ed., Tsha, 247b⁷-248a¹, P. ed., Tsha, 311a²⁻³) 前掲安井訳, p. 368, Eckel, *op. cit.* p. 73参照。

25) 梶山雄一「清辨・安慧・護法」『密教研究』64・65, 1963年, p. 150に若干言及されている。『大乘廣百論釋論』における Dharmapāla の中観派批判に関しては前掲梶山論文の他に、江島恵教「BhAviveka の言語観—瑜伽行学説批判との関連において—」『成田山仏教研究所紀要』15, 仏教文化史論集II, 1992年, pp. 75-93, 拙稿「*Bhavasamkrāntisūtra*を引用する Bhāviveka の意図」『曹洞宗研究員研究紀要』26, 1995年, pp. (1)-(18), 「*Bhavasamkrāntisūtra*を引用する Bhāviveka と Dharmapāla」『印仏研』44-1, 1995年, pp. (118)-(120), 「Dharmapāla の空性理解」『印仏研』47-1, 1998年, pp. (169)-(172)等がある。

最近『大乘廣百論釋論』「教誡弟子品」の英訳が出版された。John P. Keenan, *Dharmapāla's Yogācāra Critique of Bhāvaviveka's Mādhyamika Explanation of Emptiness, The Tenth Chapter of Ta-ch'eng Kuang Pai-Lun Shih Commenting on Āryadeva's Catuḥṣataka Chapter Sixteen*, New York 1997. この重要な章の全体が翻訳されるというのは極めて画期的なことだと思われる。が、著者は『中観心論』や『思摂炎』に関しては、山口益博士の『仏教における無と有との対論』を参照しているものの、『般若灯論』に関しては Eckel の英訳を参照するのみで、安井広済博士の『中観思想の研究』は全く参照されておらず Bibliography にもない。訳注にも『般若灯論』に関する言及が少ないように感じられる。奇妙なことである。また、本注の冒頭にあげた梶山雄一博士の重要な論文も参照されていない。しかしながら、この文献はどの記述が前主張なのか後主張なのか判断しにくく、読解自体も非常に困難だと思われる。にもかかわらず、全篇にわたって翻訳を構築していくのは至難の作業であったと想像できる。この著書は中観派と瑜伽行派の見解の相違や、Dharmapāla の中観派批判を考察する場合には必要不可欠なものであると考えられる。

26) Keenan, *op. cit.*, pp. 102-103. この個所に対応して「若し勝義は是れ無分別智の慧の所行にして究竟して空無なりと言わば、此れは先に已に破したり。謂わく、彼が所行は究竟して無なるが故に、無分別智は應に生ずることを得ざるべし。乃至廣説したり (247a²⁸-b¹)」という記述がある。この個所は既に梶山雄一「清辨・安慧・護法」『密教研究』64・65, 1963年, p. 150に言及されているが、そこでは、

(82) 瑜伽行派における自性分別と無分別智 (池田)

いわゆる「二種の否定」に関連付けられている。筆者にはこの個所が「二種の否定」と関係があるとは思われない。

27) Keenan, *op. cit.*, p.113.

28) ri bong gi rva med pa yang dngos po med pa ma yin te / 'di ltar med pa'i dngos po de dang, don dam par 'dra bar gyur na chad par lta ba 'grub par 'gyur ro // (*Prajñāpradīpa*, D. ed., Tsha, 247b¹⁻², P. ed., Tsha, 310b¹⁻²) 前掲安井訳, p. 365, Eckel, *op. cit.* p. 71 参照。

29) de bzhin nyid la dmigs pa'i ye shes ni don dam pa'i spyod yul can yin par mi rigs te / 'dus byas yin pa'i phyir dper na mig gi rnam par shes pa bzhin no // de bzhin du de'i dmigs par bya ba de bzhin nyid kyang slu ba'i chos can yin zhing de kho na ma yin te, dmigs par bya ba yin pa'i phyir dper na gzugs bzhin no // (*Prajñāpradīpa*, D. ed., Tsha, 248a³⁻⁴, P. ed., Tsha, 311a^{77-311b¹}) 前掲安井訳, p. 370, Eckel, *op. cit.* p. 73 参照。

30) Keenan, *op. cit.*, p. 103.

31) ce ste mdo sde las don dam par ni brtag mi nus pa dang / rtog ge'i spyod pa ma yin par bstan pa'i phyir rjes su dpag pas bstan par bya ba de bzhin ma yin no zhe na / lung dang mthun pa'i rjes su dpag pa'i stobs nyid kyis rnam par rtog pa thams cad bkag pa'i rnam par mi rtog pa'i ye shes 'grub pa'i phyir don dam pa ni rjes su dpag pa'i yul ma yin yang de gtzo bo ma yin pa ma yin (D. ed., gtzo bo ma yin) te / yang dag pa dang yang dag pa ma yin pa brtags pa'i sgrub pa gzhan med pa'i phyir de ni rigs pa ma yin no // (*Prajñāpradīpa*, D. ed., Tsha, 248a⁴⁻⁶, P. ed., Tsha, 311b¹⁻³) 前掲安井訳, p. 371, Eckel, *op. cit.* p. 73-74 参照。

32) Keenan, *op. cit.*, p. 103. Keenan 英訳ではこの個所は中観派による前主張として扱われているが適切ではないと思われる。この個所の英訳を objection と reply とに区別しているのであるが、筆者から見ればこの文章の前主張は「若し勝義は是れ研窮すべしと言わば」という個所だけであり、それ以降は Dharmapāla の答えであるように思われる。

33) Bhāviveka による勝義の規定については江島恵教『中観思想の展開』1980年, pp. 92-94, 102-105. また、このような Bhāviveka の勝義の規定は『中辺分別論』とも密接な関係にあることが知られている。Akira Saito, Bhāviveka and *Madhya (anta) vibhāga / -bhāsyā*, *journal of Indian and Buddhist Studies*, 46-2, 1998, pp. (23)-(29). 後代の Kamalaśīla も *Madhyamāloka* において同様に瑜伽行派を批判しながらも勝義の認識を何とか肯定しようとしている。前主張は D ed., No. 3887, Sa, 134a⁷-b⁶, P.ed., No. 5287, Sa, 144a⁸-b⁷, 後主張は D. ed., Sa,

168a¹-171a², P.ed., Sa, 183a¹-186b³, 森山清徹「後期中観派とダルマキールティ—
「空」を巡る論争：Lakṣaṇaśūnyatāと Svabhāvānupalabdhi—」『仏教大学研究
紀要』74, 1990年, pp. 27-64, 一郷正道「カマラシーラ著『中観の光』和訳研究
(1)」『京都産業大学論集』20-2, 1991年, pp. 233-234, 同 (6)『京都産業大学論
集』27-4, 1997, pp. 138-144参照。